

環境影響評価（環境アセスメント）に係るお知らせ

平成14年8月12日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第19条の規定に基づき、「県営小向団地建替計画」に係る条例環境影響評価準備書の写しの縦覧を次のとおり行います。

- 1 指定開発行為者
神奈川県
神奈川県知事 岡崎 洋
神奈川県横浜市中区日本大通1
- 2 指定開発行為の名称及び種類
(1) 名称
県営小向団地建替計画
(2) 種類
住宅団地の新設（第3種行為）
- 3 指定開発行為を実施する区域
川崎市幸区小向仲野町40-1
- 4 指定開発行為の目的及び内容
(1) 目的
共同住宅の建て替え
(2) 内容
ア 開発区域面積 10,117.56 m²
イ 土地利用計画
(ア) 計画建物 1,881.76 m²
(イ) 集会所 196.64 m²
(ウ) 駐車場 1,881.51 m²
(エ) 児童遊園 809.66 m²
(オ) 自転車置場 199.09 m²
(カ) 緑地 2,279.25 m²
(キ) 通路 2,071.08 m²
(ク) 提供公園 607.75 m²
(ケ) ゴミ置場 55.00 m²
(コ) 受水槽・ポンプ室 128.82 m²
ウ 建築計画
(ア) 計画建物（建築面積）
・住宅A棟 835.56 m²
・住宅B棟 828.08 m²
・集会所 150.00 m²
(イ) 別棟
・自転車置場 79.20 m²
・ごみ置場 22.50 m²
(3) 計画人口（計画戸数）
360人（120戸）
- 5 指定開発行為の施行期間
着手予定：平成14年11月1日
完了予定：平成18年8月31日
- 6 条例評価準備書の写しの縦覧期間、場所及び時間
(1) 期間
平成14年8月12日（月）から平成14年9月25日（水）まで
(2) 場所
幸区役所、本庁（環境局環境評価室）
(3) 時間
午前8時30分から午後5時まで
ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除きます。